

賀茂季鷹の能宣歌謨写説

——文化十年石清水臨時祭再興逸事——

盛田帝子

はじめに

天保十二年（一八四一）十月のはじめ、病床に就いた賀茂季鷹は、枕元にいる親族や門人たちに、常日頃のように滑稽なことを言いながら、九日、皆に看取られつつ安らかに眠るようにこの世を旅立ったという。江戸と京都を往還し、その教養と人柄とで京都文壇に確固たる地位を築いた季鷹の生涯を簡潔に記しているのは、季鷹の弟子賀茂直兄の墓碑銘である。その碑文には、先に挙げた季鷹の臨終の場面や、歌人、書家、蔵書家としての季鷹像が美に生き生きと描かれているが、なかに以下のような気になる記事がある。

文化十年、石清水臨時祭再興の御時、諷^{ふた}はしむべき能宣朝臣の歌、錯乱^{みだ}たるを、上卿広橋従一位胤定卿より

仰事承て、熟考^{じゆくわう}へ、上聞し給へる。「善く歌道発明に堪ふ。賞して普く世間に告げ子孫に伝ふべし」と云々、感状を賜ひ・・・。

文化十年三月十五日、ながらく途絶えていた石清水臨時祭が光格天皇の強い意向によつて約三百八十年ぶりに再興された。石清水臨時祭は、天慶五年（九四二）、平将門・藤原純友の乱の平定の御礼として始まったが、永享四年（一四三二）戦乱のため中絶。以来ながらく途絶えたままになつていた。光格天皇は朝廷儀礼に關してさまざま再興、復古を果したが、国家の危難にさいして天皇と国家の安泰を祈ることからはじまった神事とされる石清水臨時祭の再興には特に強い関心があつたという。

その臨時祭にうたわれる大中臣能宣の歌について、季鷹は、広橋胤定卿より問い合わせを受け、念を入れてじっくりと考へて返答したところ、「歌道発明に堪ふ」として感状を賜つたというのである。直兄の記した墓碑文からは、

宮中において重要な儀式であった石清水の臨時祭に、季鷹の学説が並々ならぬ功績を挙げたということが知られ、また朝廷の立場からすれば、宮中においての伝来のみではなく、地下国学者の学説をもひろく取り入れて、より古に近いかたちでの臨時祭の再興を行おうとしていたことが知られる。当時京都文壇に浸透していた古学・復古ブームが、朝廷の動向とある程度連動していたことがうかがわれるのである。

ところで、ここで気になるのは、大中臣能宣の錯乱した歌とはいずれの歌を指すのかということである。また季鷹の功績をたたえて、感状を賜うほどであった説とは如何なるものだったのだろうか。

光格天皇の問いと季鷹の返答

先にあげた疑問を解く鍵を握る資料が、茶庵庵文庫に所蔵されている。季鷹自筆の折り紙一枚である。急いで記された文章には、ところどころに見せ消ちや訂正の跡が残されており、公表することを意識して記された和文の下書きといった風情である。以下に全文を掲げる³¹⁰。

① 廣橋胤定卿御うけ給はりとして、珙清縣主を御使にて、東遊哥、古詞を用ひ給はんや。はた、さらによませ給

はんや。おほやけよりの御尋とて、とはせ給ひければ、古哥を用ひ給はん事と心得侍るよしをかしこみて申奉る。

② 次でに我神山の敏行朝臣の哥は申むね侍らず。

③ 「——仕へまつらん」と三十六人家集且清輔朝臣の袋草子など板本にて世におこなはるゝは、四句「流を」と有。「ながれを」にては、一首の意いかにぞや、心得がたきやうにひそかにおぼえ侍りて考侍るに、古片假名にて詞を書し事、物語には狭衣に始て見え、古筆には常に見及び、既に季鷹が蔵書に古今集の下、全部を片假名にて、清輔朝臣の真蹟なるを持侍る如く、珍らしからぬ事なれば、此哥「流テ千世に」と書しを、哥の意ふかくたどらぬ人、「テ」「ヲ」の字形相似たれば、「ながれを」とあやまりしまゝに板にはほりしなるべし。「ながれて」は貫之朝臣の「行末遠く仕へまつらん」とよまれし如く、ながらへて千世までも仕へ奉らんの意とおぼえ侍れば、あはれ、能宣朝臣の家集、はた袋草子の古写本を得て正さまほしく年比思ひ渡りし事に侍れば、御蔵書をはじめ、古本を御覧じくらべさせ給はらん事をねぎ奉りしかば、藤浪どのゝ能宣集には、季鷹が考ふる如く「ながれて」と侍るを御覧じて、感じ思召すとて御感状を賜はりし也。

④ 其後飛鳥井殿・綾小路殿の三十六人家集を見侍し

に、夫にも我考の如く「ながれて」と有。弥悦限なく社。あなかしこく。

内容はおおしく分けて、①宮中からの石清水臨時祭の東遊歌に関する問いと季鷹の返答。②賀茂社臨時祭の敏行歌の本文について。③能宣歌に対する季鷹の誤写説と宮中よりの感状。④後日談。の四つにわけられる。まず①をみてみよう。

石清水臨時祭の儀式における東遊歌には古歌を用いるのか、それとも新たに歌を詠み出だすのかという「おほやけよりの御尋」を承った広橋胤定は、瓊清県主を使者として季鷹のもとに遣わす。広橋胤定は、明和七年（一七七〇）生れの四四歳で、この時、石清水臨時祭の伝奏に任じられていた（『公卿補任』）。伝奏は、朝廷におかれた役職で、天皇に近侍し、天皇に意見を奏上したり、また天皇の意思を伝達する役職にあたる。先に、光格天皇が石清水臨時祭の再興に並々ならぬ熱意をもっていたことを述べたが、胤定の役職と、光格天皇の意向をかんがえれば、胤定が承ったという「おほやけよりの御尋」とは、光格天皇からのお尋ねと考えて問題はないであろう。また、瓊清県主は、宝暦八年（一七五八）生の当時五六歳。賀茂県主であったこと、上賀茂神社に仕官していた季鷹とは近い間柄にあり、使者として選ばれたのだと考えられる。

東遊歌は、上代の歌謡で、東国風の舞にもなう風俗

歌曲である。一歌、二歌、駿河舞、求子歌、片降よりなり、主に神事に用いられる。近世中絶していたが、元禄七年（一六九四）賀茂祭再興の際に辻家伝来の古譜によって復元され、石清水臨時祭の再興された文化十年にはさらに諸本をもって改訂されたのだという。内容は、一歌、二歌で舞人が舞台上に登場し、駿河舞を舞い、いったん舞台を降りる。右袖を抜いてふたたび舞台上に登場した舞人は、求子歌で舞い、片降で退場するという流れになる。求子にはそれぞれの神社の神歌をうたうことになっており、石清水臨時祭の再興において問題になったのもこの求子歌のことである。

むかし、臨時祭が行われていたときと同じ古歌をうたうのか、それとも、新たに歌を詠み出せねばならないのか。儀式を再興する際には重要な問題となる。光格天皇の発した問いが、伝奏の広橋胤定、使者の瓊清県主を介して季鷹に伝えられたというのである。季鷹は、古歌を用いるという回答をし、さらに付け加えて求子歌に関する自説を展開する（②③）。

能宣歌の本文誤写説と後日談

「我神山の敏行朝臣の歌」つまり、季鷹の仕える上賀茂神社の臨時祭で求子歌としてうたわれる敏行朝臣の歌

「ちはやぶる賀茂の社の姫小松よろづ世ふとも色はかはらじ」(『古今和歌集』東歌) に関しては何も申し上げることはない(②)として、季鷹が言及したのは、石清水臨時祭の際にうたわれたという大中臣能宣の歌であった。以下、該当歌を能宣歌と称し、本文を貞享二年版『袋草紙』より引用する。但し、傍点は盛田が付した。

而^レ能^レ宣^ハ集^ニ、冷泉院^ノ御時、始^テ石清水^ニ臨^ミ時、
祭行^ヲ給^ニ、可^キ唱^フ之^ヲ歌奉^ル之^ヲ侍シニ、

君かよにみなそこすめるいはしみつなかれをちよにつかへまつらん

季鷹が不審に思ったのは、能宣歌の第四句「なかれを」についてであった。助詞が「を」であつては、一首の意味が通らない。

三十六人家集且清輔朝臣の袋草子など板本にて世におこなはるゝは、四句「流を」と有。「ながれを」にては、一首の意いかにぞや、心得がたきやうにひそかにおぼえ侍りて考侍る。

季鷹の疑問を引き出すきっかけになったのは、当時広く流布していた正保版『歌仙家集』および貞享二年版『袋草紙』所収の能宣歌であつたことが予測される。ところが正保版『歌仙家集』中の『能宣集』には該当歌が掲載されておらず、直接のきっかけになつたのは貞享二年版『袋草紙』所収歌の本文であると思われる。藤岡忠美「袋草紙の諸

本と版本」(藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫著『袋草紙考証 雑談篇』和泉書院、平成三年)によれば、版本は貞享二年二月版行の一種に限られており、季鷹の疑問の契機が貞享二年版に拠っていることは間違いないのである。

ところで、季鷹が疑問をもつた能宣歌の第四句の異同に関しては、現在も明快な答が得られていないようである。『袋草紙考証 雑談篇』によれば、「底本(貞享二年版本)をはじめ多くの諸本は第四句の「ながれて」を「なかれを」とするが意不通。能宣集にも「ながれて」とあるので、(一)〔神宮文庫蔵藍表紙一冊本〕(類)〔続群書類従本〕(系)〔日本歌学大系本〕により改める」(一)内、盛田注)として、本文を「ながれて」に改めている。季鷹は、この問題に如何に挑んだのであろうか。

古、片假名にて詞を書し事、物語には狭衣に始て見え、古筆には常に見及び、既に季鷹が蔵書に古今集の下、全部を片假名にて、清輔朝臣の真蹟なるを持侍る如く、珍らしからぬ事なれば、此哥「流テ千世に」と書しを、哥の意ふかくたどらぬ人、「テ」「ヲ」の字形相似たれば、「ながれを」とあやまりしまゝに板にはほりしなるべし。

和歌を片假名で表記することは、物語においては狭衣物語をはじめとして古筆のものに常に見られ、当時季鷹が所

持していた清輔自筆の『古今集』下巻も、すべて片仮名で表記されている。したがって『袋草紙』の作者である清輔の時代に、和歌が片仮名で表記されることは珍しいことではなかったとの認識から、『袋草紙』の能宣歌も片仮名書きで、第四句が「流テ千世ニ」と表記されていたのが、和歌の意味を深く考えることのできない人が、「テ」と「ヲ」の字形が似ていることから、「流ヲ」と誤写し、その本文で刊行されるにいたったのであろうと誤写説を展開するのである。

続けて季鷹は、第四句が「流れて」であれば、能宣歌と同じく石清水臨時祭の求子歌とされている貫之朝臣の「松も生ひまたも苦むす石清水ゆく末とほくつかへまつらん」と同様に「ながらへて千世までも仕へ奉らん」の意となり、歌意からしても、こちらの本文の方がよいと述べる。そして、長年『能宣集』あるいは『袋草紙』の古写本によって、能宣歌の本文を訂正したいと思っていたとして、依頼者の広橋胤定の蔵書をはじめとして、『能宣集』や『袋草子』の古写本と比較して確認してもらおうよう願ったところ、祭主家であった藤浪家（註）所蔵の『能宣集』には、季鷹の説のごとく「ながれて」とあったという。それを御覧になって感心され、季鷹が御感状を賜ることになったというのである。以上が③の内容となる。

其後、季鷹は飛鳥井家、綾小路家の『三十六人家集』を

見る機会にめぐまれた。現在、この能宣歌所収の本文は、西本願寺本系の本文にしかないので（註）、ここで季鷹が見た古本も、西本願寺系の本文であつたのだろう。いずれにも、自説のごとく第四句には「ながれて」とあり、「いよいよ悦び限りなくこそ」と述べている④。

季鷹の校勘癖

季鷹は、光格天皇からのお尋ねに、石清水臨時祭の東遊歌には新作ではなく古歌を用いるという回答とともに、長年不審に思ってきた能宣歌について、独自の誤写説を展開して本文を訂正した。古歌を用いるという回答のみではなく、長年積み重ねてきた季鷹の学問の一端が、宮中の人々に感銘を与える契機となったのである。茶梅庵文庫所蔵の季鷹自筆懐紙の内容は、稀覯本を収集しては、ひろくその名を知られ、歌集、物語本文の校勘に勤しんだ国学者季鷹の本領を発揮したエピソードのひとつとして記憶されるべきものであるが、このような季鷹の校勘癖は、既に十四歳の頃の『詠歌大概』の書写・校合から始まっていた。例えば旧蔵本『歌仙家集』（正保四年刊。十五卷十五冊）巻四には、左のような識語がある。

以猪苗代謙宜法眼蔵本令一校。且正仮名、聊加愚存終。

寛政十一年正月十四日、貴布祢社に勤番中乃事也。

甲斐権守賀茂季鷹

おわりに

江戸の遊学から京都に帰郷し、家を継いだ季鷹が、貴船社勤番中にその合間を縫って、親しかった猪苗代謙宜の所蔵本によつて、本文の校合にいそしんでいたことが知られる。夜勤の間に、上賀茂社三手文庫の今井自閑校本などによつて、古典籍を校合し続けていたことは、公共機関などによって蔵されている種々の典籍の季鷹識語から知られるが、どの本にも共通しているのは、本文を意識的に契沖仮名遣に改め、本文を正しては自説を書き込む古学者季鷹の方針である。

また明和六年刊行の建部綾足『真字伊勢物語』に關しては

此本は綾太理校本といへど、所々私意をもて字を直せしと見ゆめれば、追て好本を得て見合すべし。先一わたり朱すみもて愚案をしるし付侍りぬ。

寛政八年正月九日 賀茂季鷹

と一読の後、綾足の本文に対して疑問を投げかける識語を記している。

石清水臨時祭に際しての宮中からの質問に対する季鷹の返答は、決してその場しのぎのものではなく、長年培つてきた文献学的方法に基づくものであったことが知られるのである。

季鷹の学問は、上賀茂という恵まれた場所で生まれ、江戸遊学中における古学への接触・傾倒によつて磨きをかけられ¹⁾、帰郷後、当時の京都文壇を包み込む復古的雰囲気²⁾のなかで花開いた。最後に季鷹の『雲錦翁家集』から、古学者として、また古風の歌人として位置づけられていた伴蒿蹊³⁾との贈答歌を挙げることによつて本稿を閉じる。

(一) 内は盛田注。

伴蒿蹊が深草ちかきわたりに住めるをとぶらひて

君とかくかたらふほどはふみならで昔の人に逢ふこゝ

ちせり(季鷹)

といひしかばかへし

いにしへを我はしのぶを君こそはいにしへの人古の人

(蒿蹊)

(注)

(一) 小谷墓地に建つ季鷹墓石に刻まれた碑文は摩滅が激

しく解説困難なため、原文は寺田貞次『京都名家墳墓録』

(大正十一年)に拠り、築瀬一雄「一六 掃苔記(二) 賀

茂季鷹」(『近世和歌研究』昭和五十三年)を参考にした。

また、読みやすさを考慮して書き下し文にし、句読点、濁

点、「一」ルビを適宜補った。

(二) 藤田覚『幕末の天皇』(講談社選書メチエ二六、平成六年)。

(三) 本文には季鷹の訂正後の文章を生かして翻刻した。また、読みやすさを考慮して句読点、「」などを適宜施し、段落を分けた。また大内由紀夫「茶梅亭蔵 季鷹断簡集」

(「混沌」十八号、平成六年十月)を参照した。

(四) 「賀茂社家系図」(『神道大系 神社編八 賀茂』)による。

(五) 『日本古典文学大辞典』第一巻「東遊歌」による。

(六) 宇多天皇が神のお告げをうけ、寛平元年(八八九)から始められたという賀茂社臨時祭も、応仁の乱後に中絶したままであったが、文化十一年十一月に再興される。石清水臨時祭と同様、光格天皇の強い要望により再興されることになったという(『幕末の天皇』)。

なお、季鷹が賀茂社臨時祭に際して詠出した和歌懐紙が存在する。『雲錦翁家集』所収歌にはない詞書をもつので、左に掲げる。

久しう絶にし臨時祭を、ことしおこさせ給ふをまつりて

賀茂季鷹

そのかみにかへす／＼もかしこきは今日のまつりの山
藍の袖

(谷川好一氏御所蔵季鷹自筆懐紙)

(七) 現在のところ、『能宣集』の諸伝本には、1 西本願寺蔵三十六人集本能宣集とその系統、2 正保版歌仙家本能宣集の系統、3 書陵部蔵三十六人集本能宣集、4 冷泉家時雨亭文庫蔵能宣集の四種が確認される(増田繁夫『私家集注釈叢刊7 能宣集注釈』「解説」)が、該当歌が所収されるのは、1 西本願寺蔵三十六人集本能宣集とその系統のみ。

(八) 本姓は大中臣。藤波家において当時祭主職にあつたのは光忠。光忠は、寛政四年閏二月十九日生、弘化元年六月三十日没(『平成新修 旧華族家系大成』霞会館)。

(九) 注(七)を参照。

(十) 拙稿「江戸和学史への一視点——荷田御風と賀茂季鷹」(『雅俗』第五号、平成十年)。

(十一) 真淵なきあとの県門継承に強い自負心を抱いていた村田春海が加藤千蔭に宛てた書簡(『好古類纂』第二編十一集所収)に以下のような一文がある。

実に世上に、古風々々としてよみ侍る蘆庵・菴暎・季鷹等が類、又富士谷などの古によりて歌をよまんとするは、皆県居翁を見ならひたる也。

内容から、小沢蘆庵が存命中で、季鷹が江戸から京都に帰郷した寛政期後半頃に記された書簡であることが知られる。県門の継承という難しい問題に直面していた村田春海の高揚した雰囲気伝わってくる文面で、顔面通りに受け

取ることとはできないが、光格天皇の実兄妙法院真仁法親王を中心とした復古グループの藤庵や蒿蹊や季鷹が古風の歌人として位置づけられていたことは確かである。

付記

本稿をなすにあたり、茶梅庵文庫主、谷川好一氏、季鷹御子孫にあたる山本家御当主にご高配を賜りました。記して深謝申し上げます。

(もりた ていこ・研修員)